

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 外国籍個人の免税手当について

外国籍個人の免税手当に関しては、中国子会社における証憑等の不備による損金不算入又は個人所得税の追加課税といったケースが散見されます。今回のニュースレターでは、外国籍個人の免税手当に係る税務処理の概要及び免税措置を受ける際の留意事項について紹介します。

1. 免税手当に係る税務処理

関連規定¹によると、現物又は実費精算の形式により取得した住宅手当、食事手当、洗濯手当、引越手当、帰省手当、言語養成訓練手当及び子供教育手当については、納税者が証明資料を提出することにより合理的な範囲内において個人所得税が免除されます。その詳細は以下の通りです。

免税項目	必要な手続	証憑の例示	その他の留意点
住宅手当、食事手当、洗濯手当	受給開始月、手当金額或いは支給方法に変化が生じた月の翌月に手当の有効な証憑を税務局に提出	家賃、食事代等の発票	特になし
引越手当	中国への駐在又は離職のために発生した引越費用であり、有効な証憑を税務局に提出	引越会社、運送会社等から取得した発票	引越手当の名目で毎月又は定期的に支払われる手当は課税
出張手当	出張に係る交通費・宿泊費の証憑（写し）又は会社の出張手配計画を税務局に提出	交通費・宿泊費の発票（写し）	特になし
帰省手当	外国籍個人の中国国内住所と海外実家所在地（配偶者或いは両親の居住地）間の交通費用に限定した、交通支出の有効証憑（写し）の提出	交通費の発票、チケット（写し）	免税の取扱いは、年2回までの帰省手当に限定される ²
言語養成訓練手当、子供教育手当	中国国内において教育等を受けたことを証明できる支出証憑及び期間の資料を税務局に提出	授業料の発票、在学期間証明書	特になし

¹ 「外国籍個人が取得した手当について個人所得税の免除に関する通知」（国税発[1997]54号）、「個人所得税の若干政策問題に関する通知」（財税字[1994]20号）、「国務院、第三回の行政審査許可項目の取消しと調整に関する決定」（国発[2004]16号）、「外商投資企業、外国企業及び外国籍個人の若干税務行政審査承認項目の取り消し及び下部に以降した後の後続管理問題に関する通知」（国税発[2004]80号）

² 「外国籍個人が取得する帰省手当に対して個人所得税の免除に関する執行標準問題の通知」（国税函[2001]336号）



Grant Thornton

An instinct for growth™

2. 留意事項

① 「合理的」な範囲

合理的な範囲内の手当については、個人所得税が免除されますが、「合理的」な範囲に関する具体的な規定はみられません。しかし一般的には、税務局が認める基本年収（賞与及びその他の一時収入が含まれない）に占める免税手当の比率は最高でも 30%~50%以下と考えられています。

② 有効な証憑

個人所得税の申告或いは源泉徴収の際に提出した証憑が、手当の合理性を証明できない場合には、税務局が外国籍個人或いは源泉徴収義務者に対して期限内に証憑の再提出を要求し、有効な証憑を提出できない手当に対して追加課税を行います。

したがって、関係費用が発生する際には、外国籍個人は領収書ではなく正式な発票を取得し、会社は社宅等の賃貸契約、言語養成訓練・子供教育契約の写し、発票等を保管すべきです。

お見逃しなく！

免税手当を支払う中国法人は、当該手当を福利厚生費または給与として処理することが一般的です。その際、福利厚生費として処理した金額のうち、給与年間総額の 14%を超過した部分については、損金不算入とされる点に留意が必要です。